

# じんけん

啓発紙 2024年

通巻 83号

## あなたらしいが わたしはうれしい

あなたらしいが  
わたしはうれしい

多様性から  
生まれる  
未来は  
きっと  
うれしいし  
たのしいし  
しあわせ  
その  
最初の一步を  
わたしから  
そして  
あなたから

静岡県人権週間 054-221-3330  
全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110  
みんなの人権110番 受付時間8:30～17:15(土・日・祝日除外)  
https://jken-shizuoka.jp/ ホームページはこちら  
静岡県 人権週間

静岡県人権啓発センター 静岡県静岡市葵区藤枝市生涯学習センター 440-0808  
〒440-0808 静岡県静岡市葵区藤枝市生涯学習センター 1-2-1004 TEL:054-221-3330 FAX:054-221-1948

12月4日から10日は「人権週間」です。例年、この時期を中心に、全国各地で様々な啓発イベントが開催されます。

静岡県では、12月17日に藤枝市生涯学習センターにて『ふじのくに人権フェスティバル』を開催し、12月6日から26日には『企業と人権セミナー』のアーカイブ配信を行います。

今年は「あなたらしいがわたしはうれしい」をキャッチフレーズに、人の気持ちが温かくなり、優しい気持ちで人権について考えるきっかけとなるような広報を、テレビCMやインターネット広告、啓発ポスター掲示などを通じて展開していきます。特設サイトも開設しますので、皆様、是非御覧ください。

静岡県 人権週間 検索

## も く じ

- P2～4 「人権啓発指導者養成講座」を開催しました
- P5 「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」（第1回、第2回）
- P6 今後のイベント予定「ふじのくに人権フェスティバル」、「企業と人権セミナー」、「第2回人権講演会」

# 人権啓発指導者養成講座を開催しました

【配信期間】 令和6年8月6日(火)～8月26日(月)

## 【講座1】

### 『人権総論～LGBTと裁判所～』

根本 猛 氏 (静岡県人権啓発センター長)



昨年 LGBT 理解増進法が成立した。同性婚については、各地でパートナーシップ制度が広まっている。同性婚を認めない現行法制を合憲と判断したのは5地裁のうち1つだけだった。札幌高裁では、同性婚を認めない現行法制は憲法24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)・14条(法の下での平等)に違反していると判断した。結婚が異性間であることを前提にしているようにみえる24条にも違反するとした点が重要である。

トランスジェンダーについては、2003年、性同一性障害特例法が制定された。長く合憲とされてきた性別適合手術要件について、最高裁は昨年、全員一致で違憲と判断した。

政治の動きは遅いが司法(最高裁までも)は柔軟である。若い世代ほど LGBT への理解が進んでいる。24条1項が同性婚を禁止していると考えている人がいるが、司法は一致して同性婚の24条違反説を採っていない。

## 【講座2】

### 『同和問題～これからの人権・部落問題～』

角岡 伸彦 氏 (フリーライター)

「部落差別をなくす」といわれているが、それは被差別部落をなくしていくことなのか？そうではない。そもそも誰が差別を残したのか？部落差別の問題では、差別される側の人について語られることが多いが、差別する人が相変わらず存在していることに目を向けなければ差別は解消されない。インターネット上では、被差別部落とされる地区を興味本位で動画に撮影して投稿する人がいる。そして、それをまた興味本位で見ている人もいる。

誰にでもルーツ(出自)があり、そこに「序列」があってはならない。他者のルーツも大切にしてほしい。「部落関係者」が増えてほしい。「関係者」とは、「自分は差別の問題とは関係がない」と考えるのではなく、差別を自分の問題として捉えようとする人のことである。そんな「スイッチ」を入れることで、自分の中の世界が広がっていく。このような「関係者」が増えてほしい。

## 【講座3】

### 『無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)に気づくための心理学』

上瀬 由美子 氏 (立正大学 心理学部 教授)

ステレオタイプとは、心理学では固定化されたイメージのことをいい、個性を無視し単純化、固定化するため、否定的な感情・評価と結びついて、対立や差別、不平等につながりやすくなる。無意識の思い込み(無意識の偏見)は幼児期に獲得してしまうため、情報処理過程で自動的に活性化しやすい。それを抑制するのが成長過程で自ら獲得した個人的信念であるが、意識的なコントロールが外れた時にステレオタイプが使われてしまう。

ステレオタイプや偏見を変えるためには①自分の心に偏見があることに気づくこと。何に気をつければよいのか立ち止まって考えることで、思い込みによる失敗の経験を活かすことができる。②他者と直接接触しその真の姿を知ろうとすること。③正しい知識を得ること。本講座のような学びの場を生かすこともその一つ。マジョリティとしての自分が無意識のうちに得ている「特権」について考えること。ステレオタイプは変えにくいものだが、繰り返し、少しずつ変えていくことが重要である。

#### 【講義 4】

##### 『誰でもできる仕事と介護の両立とは～親が元気なうちからできること～』

川内 潤 氏（NPO法人となりのかいご 代表理事）

日本は世界的に類を見ない速度で高齢化しており、一人の高齢者を支える若者の負担が増加している。介護が身に降りかかる確率は高く、誰しものが向き合うことになる。介護に関する意識調査によると、「介護は家族で行うべき」という認識が強い。しかし、仕事と介護は両立できるし、両立した方が、うまくいくと考える。なぜなら、介護が必要な方にとって穏やかで継続的な体制を作りやすいからである。全てを家族でやろうとせず、介護の作業等はプロにアウトソースして、余裕と愛情を持って介護したい。また、できるだけ早い段階で地域包括支援センター等に相談することが重要である。介護が必要になってからではなく、元気なうちから連絡・相談をしておけば、いざとなった時にスムーズな支援を受けることができる。誰でも無理なく仕事と介護を両立するためのコツは、「親が元気なうちからできることをやる」である。

#### 【講義 5】

##### 『外国にルーツを持つ子どもたちの教育課題』

佐伯 康考 氏（静岡文化芸術大学 文化政策学部 国際文化学科 准教授）

日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数は年々増加している。平成 20 年度以降、ベトナム語、ウルドゥー語等の様々な言語が学習支援が必要となり、多言語化、多文化化への対応が課題となっている。日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への支援として、加配措置があるが、全ての学校に加配できるわけではなく、大規模受入校から小規模在籍校への連携・共有が課題である。物理的な距離にとらわれず、同じ背景や悩みを共有・相談できる人との交流機会を増やせるよう、学校における ICT 等の積極的な活用が有効と考えられる。また、令和 5 年度「外国にルーツを持つ子どもの実態・課題把握調査」から、教育現場では、難しい表現を平易な表現に変えるなどの配慮や漢字へのルビ振り、「やさしい日本語」を意識したコミュニケーションも有効と考えられる。



#### 【講義 6】

##### 『いのちと尊厳～震災に向き合う現場から～』

武田 真一 氏（宮城教育大学 特任教授）

災害が起きたら「早く避難してください」と言われるが、なぜ、私たちは助からないといけないのか？愛知県のワークショップで、ある中学生は「自分が助かれば、人を助けられるし、壊れた街を立て直す力になれる。」と答えた。子どもたちには、守られるだけでなく、人を守る力、地域を支える力がある。「釜石の奇跡」と呼ばれた東日本大震災での出来事の中で、釜石市の中学生たちは「自分のいのちを守る行動は他の人のいのちを守ることにつながる」ことを示した。また、避難は生きるための行動であると同時に人間の尊厳を守るための行動でもある。災害犠牲は考えている以上に厳しく、人間の最期の尊厳までとことん傷つける無残で過酷なものである。その人がその人らしく生き、その人らしく死ぬことができるためにも、勇気ある避難をしたい。そして、防災教育を、災害対応という枠だけで考えるのではなく、いのちを見つめ直して、人を尊重し合うための土台にしたい。災害だけではなく、人を差別して、いじめたり、死に追いやったりすることのない社会を築いていきたい。

## 【講座7】

### 『学習障害・不登校・引きこもり』

南雲 明彦 氏（明蓬館高等学校 共育コーディネーター）

学習障害とは、教育上では聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することなど基礎的な能力のうち1つないし複数の能力が学習上、困難に直面している状態をいう。医学的には「限局性学習障害」といわれている。学習障害とは、読み書きの場合、音韻認識（言葉の音）、視覚認知（揺らぎ、にじみ、かがみ文字など）などで本人が困っている状態である。

障害者と健常者の間にある言葉は、「支援」。支援する側とされる側に分かれてしまい、隙間が生じてしまう。支援をやめてほしいとは言えず、我慢して黙ってしまうことがある。自分でできることを奪わないでほしい。障害者も人とつながっていきたい、誰かの支えになりたいと思っている。支援する・されるは「お互い様」の関係がちょうどよいと考える。自分は不登校を経験し、21歳で学習障害と判明した。22歳で「当事者」と呼ばれ、葛藤した時期が一番モヤモヤしていた。その人が本当に必要としているものは何かを本人と一緒に悩み、作り上げることが大事である。

## 【講座8】

### 『性の多様性の基礎知識～誰一人取り残さない環境づくりのために～』

原 かほる 氏（静岡県 暮らし・環境部 県民生活局 男女共同参画課 班長）

「性の多様性＝性的マイノリティ」ではない。正しい知識を習得することで、多様な性を尊重した言動や誰も取り残さない環境づくりにつながる。

性のあり方は、主に4つの構成要素（法律上の性別・性的指向・性自認・性表現）の組合せにより説明でき、人それぞれ異なっている。全ての人々のSOGI（性的指向・性自認）が尊重されるべきであり、SOGIの否定は人権問題である。

性のあり方は見た目で見えない。自分の中の「当たり前」や「ふつう」に囚われ、自分の価値観を人に押し付けないことが重要である。

意識を変えるだけでは社会は変わらない。私もあなたも全ての人々が多様な性を生きる当事者であるという認識が必要である。そのためには、マジョリティの行動変容が不可欠である。

## 【講座9】

### 『非行からの立ち直り』

前田 関羽 氏（静岡少年鑑別所鑑別部門 首席専門官）

少年鑑別所とは鑑別や観護処遇を行い、非行及び犯罪防止の援助をする所である。鑑別業務ではアセスメント（面接・心理検査・行動観察・精神科診療・家裁からの情報など）をし、非行に至った原因を明らかにした上で、今後非行によらない生活をするための指針を立て、鑑別結果を家裁に送る。観護処遇では、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう規則正しい生活を送り、運動、読書、日記、面会等を行っている。在所している3、4週間は身柄を拘束されているが、人間としての尊厳を尊重した扱いをしなければならない。外部講師による講話や学習機会の提供などの育つ権利や、暴力や搾取などから守られる権利を有し、少年の健全育成へ特段の配慮がされている。

一人一人に合った立ち直り支援や社会の様々な人によるサポートは、再犯防止につながる。これは犯罪被害を減らして人権侵害を予防し、将来の収容されることをなくし少年の人権を守ることになる。

## 【講座10】

### 『静岡県教育委員会の人権教育・人権に関わる市町の実践紹介』

静岡県教育委員会教育政策課・焼津市



## 令和6年度第1回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 8月9日(金) 静岡県総合社会福祉会館

### 『シチズンシップから保育者のあり方を考える』

横山 麻由 氏 (認定NPO法人フローレンス 保育スーパーバイザー)



めまぐるしく変化する現代社会において、重要なのは「一人ひとりがよりよい社会の実現のために自分で考え行動すること(シチズンシップ)」である。シチズンシップ保育では、自分も他者も尊重しながら未来を変える力を育むために、共感性・内発性・創造性を伸ばしていく。

そのための保育の基本は「感情を知る・感じる」である。自分の感情を知り、他者の感情を知ると、感情がそれぞれ違うことに気づき、相手の気持ちを考え、表現するようになる。これは、子どもだけでなく、大人、保育者にとっても大切なことである。

ワークショップでは、日常の自分や他者(子どもや同僚等)の言動を、「4つの認知(意見、経験、価値観、感情)」に分けて考え、言語化し、他者との対話を重ねることで、自他の価値観や考え方にあらためて気づくことを体験した。保育者として、自他の言動を客観的に振り返りながら、子どもたちの「自分も他者も尊重しながら未来を変える力」を育てていきたい。

## 令和6年度第2回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 10月2日(水)~10月15日(火) 配信

### 『子どもも大人も温かいまなざしで幸せになる子育て・保育』 井桁 容子 氏 (非営利団体コドモノミカタ代表理事)



これからの時代は自分で考え、追求していく人が求められる。一人ひとり違っていることが認められ、補い合い、活かし合っていくことで、みんなが育っていく。子どもの行為、表現、遊びには個人差や独創性がよくみえる。個性を見極めて柔軟に応じる必要がある。

人格の土台が作られる乳幼児期は、尊厳をもって関わってもらえるかどうかの心の発達に影響する。厳しさだけでは心は育たない。「子どものために」ではなく、「子どもにとってどうか」を考えたい。それが子どもの権利である。「やりたいことができる」、「してほしいことはやめると言える」「してほしいと言える」と子ども自身が感じていることであり、それらが安心感につながる。子どもが育つときは共感する大人や温かいケアが必要であり、それにより社会性と自己が育つ。

保育者は子どもや保護者への思い込みや決めつけに気をつけ、自己批判や謙虚さを保つために、子育て観の学び直しや職場での対話を大事にしたい。

今を大切にし/子どもも保護者も自分自身も/育て急がず、頑張りすぎず/ありのままを大切に/日常の何気ないことに感動し感謝しながら/子どもとともに学び続ける/しなやかで温かいまなざしを持つ大人の存在が、幸せな日々を生む。

# 今後のイベント予定

## ふじのくに 人権フェスティバル

日時：令和6年12月17日(火) 開場:13時 開演:13時30分

会場：藤枝市生涯学習センター ホール

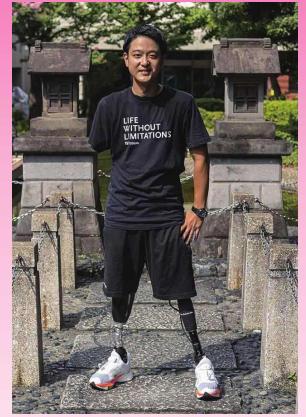
### 第Ⅰ部 式典・表彰式

- ・第43回全国中学生人権作文コンテスト  
静岡県大会入賞作品表彰式
- ・ふじのくに人権宣言唱和

### 第Ⅱ部 講演会

演題：「失ったものではなく今あるものを見つめていく」

講師：山田 千紘 氏 (モチベーションショナルスピーカー)



【申込：12/10まで】

\*入場には事前申込が必要です。

\*プログラム等については、都合により変更する場合があります。

## 企業と人権セミナー

アーカイブ  
配信

演 題：「カスタマーハラスメント対策

～実践的に学ぶ、事前準備と発生時の対応～

講師：齊木 茂人 氏

(公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP) 専務理事)

配信期間：令和6年12月6日(金) 9時から  
12月26日(木) 16時まで



【申込：12/3まで】

\*事前収録したセミナーを期間限定でYouTubeに公開します。

聴講にはURLが必要ですので、事前にお申し込みください。

## 第2回人権講演会

アーカイブ  
配信

演 題：「笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと  
～男の家事が社会を救う～」

講師：瀬地山 角 氏 (東京大学大学院 総合文化研究科 教授)

配信期間：令和7年1月10日(金) 9時から  
1月30日(木) 16時まで



\*事前収録したセミナーを期間限定でYouTubeに公開します。

\*聴講には事前申込が必要です。詳細は後日ホームページにて御案内します。

### お知らせ

本啓発誌「じんけん」は、令和7年度からホームページへの掲載のみとさせていただきます。  
静岡県人権啓発センターのホームページにて、引き続きご愛読いただければ幸いです。

令和6年12月発行

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室 (静岡県人権啓発センター)

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら ▶

静岡県人権啓発 検索

